

役務業務における最低制限価格制度の変更について

第1 平成31年4月1日以降に公告又は指名通知分の役務業務より、最低制限価格の算出方法を変更しました。変更内容は以下のとおりです。

- 1 定型最低制限価格（岡崎市最低制限取扱要領第6条第1項第1号に規定する別表2）の算出方法を変更しました。

別表2（役務業務）変更前

業務区分	①	②	③	④
1 清掃 (庁舎清掃)、(病院清掃)	直接業務費の額に10分の9を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
2 機械設備保守点検 (エレベータ設備)	直接業務費の額に10分の9を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
3 上・下水道施設管理 (上・下水道管漏水調査)	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
4 専用施設管理(遊具管理)	直接業務費の額に10分の9を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
5 植物管理 (除草・草刈)、(草地・樹木管理)、(草花管理)	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
6 調査委託 (建築調査)	直接業務費の額に10分の9を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
7 調査委託 (遺跡発掘調査)	【発掘作業費】			
	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
※右記【発掘作業費】①～④ 及び【測量業務費】の①～③ をすべて合計した額	【測量業務費】			
	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	
8 上記以外の業務	入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額			

別表2（役務業務）変更後（平成31年4月1日以降発注分）

積算区分	①	②	③	④
区分1	直接業務費の額に10分の9を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額	
区分2	直接業務（調査）費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
区分3 ※右記【発掘作業費】①～④ 及び【測量業務費】の①～③ をすべて合計した額	【発掘作業費】			
	直接業務費の額に10分の9.5を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
	【測量業務費】			
	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分4	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分5	直接原価の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	
区分6	入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額			

※公告又は指名通知において、適用した積算区分を明記します。

2 変動型最低制限価格（岡崎市最低制限取扱要領第6条第1項第2号）の算出方法を変更し、下限を設けました。

(1) 算出方法

・変更前

入札参加者全員（予定価格を超えた者を除く）の平均の95%

・変更後（平成31年4月1日以降発注分）

入札参加者全員（予定価格を超えた者及び定型最低制限価格の95%未満の者を除く）の平均の95%

(2) 変動型最低制限価格の下限

・変更前

下限無し

・変更後（平成31年4月1日以降発注分）

定型最低制限価格の95%を下限とする。

【以下9月1日追記】

第2 令和元年9月1日以降に公告又は指名通知分の業務委託より、最低制限価格（岡崎市最低制限価格取扱要領第6条）の設定範囲を変更します。変更内容等は以下のとおりです。

- ・変更箇所
最低制限価格の 上限及び下限
- ・変更内容

	変更後 <u>(令和元年9月1日以降発注分)</u>	変更前
上限	入札書比較価格の <u>10分の9.2</u>	入札書比較価格の <u>10分の9</u>
下限	入札書比較価格の <u>10分の7.5</u>	入札書比較価格の <u>10分の7</u>

※変動型最低制限価格を算出した場合の下限は定型最低制限価格の95%となります。